



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第95号)

配信日 平成27年7月3日

長崎市役所総務課からの情報です。

市役所総務課を名乗る不審電話に注意！

「長崎市役所総務課」と名乗る人物から、健康状態や家族構成、収入状況に関する調査であると言って電話があったという通報が寄せられています。

<消費者センターからのアドバイス>

- 「市役所総務課」を名乗る電話のほか、「市役所」と名乗ったり、「還付金がある」と言ったりして電話があったという情報も依然として消費者センターに寄せられています。
- 市役所総務課では、電話で健康状態や家族構成、収入状況について問合わせることはありません。また、公的機関が還付金についてATMの操作を指示することはありません。
- 電話がかかってきた時に、何か少しでも不審に感じる点があれば、「こちらからかけ直す」と言っていったん電話を切り、市役所に問い合わせるようにしてください。また、不審電話があった場合には、些細なことでも最寄りの警察署へご通報ください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)